

法人税改革の日米比較 ~国境を超える法人所得にいかに課税するか~

平成28年度 第1回東京都税制調查会 平成28年5月13日(金)午前10時~正午 都庁第二本庁舎31階(南側) 特別会議室21 諸富 徹(京都大学経済学研究科)

問題の所在

- 【1】経済のグローバル化が、多国籍企業課税を最重要テーマに
- 【2】日米比較研究の意義
 - (1)世界経済への影響力、国と地方を合わせた実効法人税率の高さ(2015年現在、 OECD諸国で第1位[アメリカ:39.0%]、第3位[日本:32.1%]
 - (2)対処法に関する共通性と相違
 - →税収中立的な法人税改革
 - ・共通性~両国とも法人税率の引き下げを中心とする税制改革を打ち出す
 - ・差異~日本では法人税制改革が進行中だが、アメリカでは停滞
 - ➤多国籍企業課税ルールのあり方
 - ・共通性~多国籍企業の外国子会社利潤を、本国還流させるための税制優遇導入

アメリカ:1回限りの外国子会社からの「配当課税免除制度」(2004年)

日本:恒久的な「外国子会社益金配当不算入制度」(2009年)

•差異

日本:「全世界所得課税(worldwide taxation)」から「領土内所得課税 (territorial taxation)」への移行

アメリカ: 依然として全世界所得課税を維持

本論文の課題

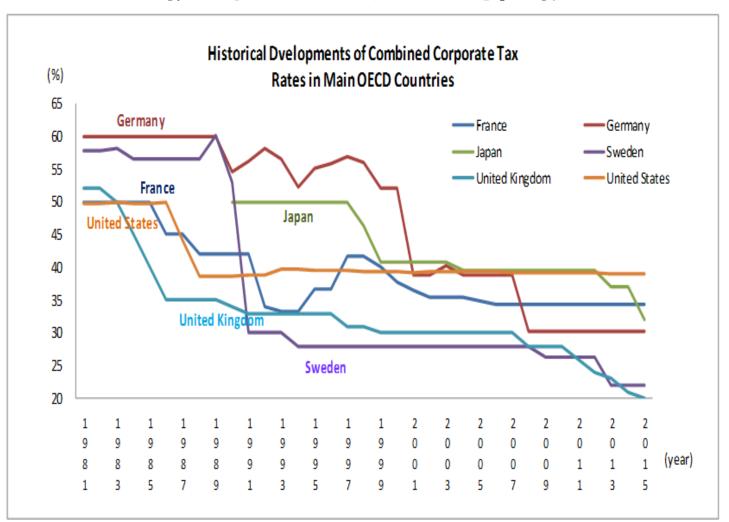
- 1990年代以降の日本とアメリカの法人 税改革(論争)の共通性と相違
- ・両国の法人税改革(論争)で、共通点と 相違点が生じている理由
- ・法人税改革と多国籍企業課税のリンク
- グローバル経済下における法人税改革 とは何か

グローバル化、租税競争、多国籍 企業課税

グローバル化と法人税制の何が問題か

- グローバルな租税競争
- ・ 多国籍企業の租税回避
 - ➤「攻撃的タックスプランニング」 利潤はタックスへイブン/低税率国へ、費用は高 税率国へ移転、世界規模で税負担を最小化
 - ➤「インバージョン」
 本社そのものをタックスペイブン/低税率国へ移転することで本国税制の適用を免れる

図1 主要OECD諸国における法人 税率の歴史的推移



日米両国における法人税改革戦略としての「税率引き下げ&課税ベース 拡大」アプローチ

図2 法人税における課税ベースの 縮小(2012年度)

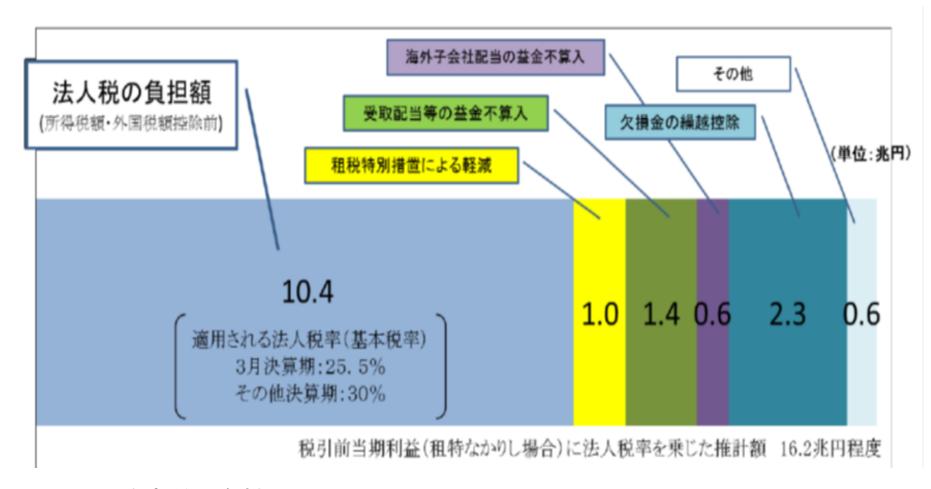


表1 日本の法人税改革

	26年度 (改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度	30年度
法人税率	25. 5%	23. 9%	23. 4%	23. 2%
大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7. 2%	6. 0%	3. 6%	3. 6%
国・地方の法人実効税率	34. 62%	32. 11%	29. 97%	29. 74%

[出所]政府税調資料

図3 法人税率は、ドイツ並み水準へ

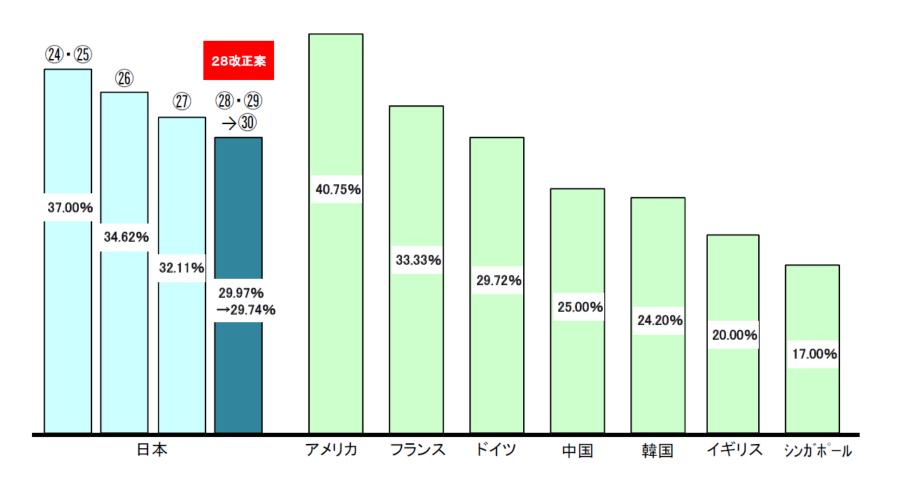
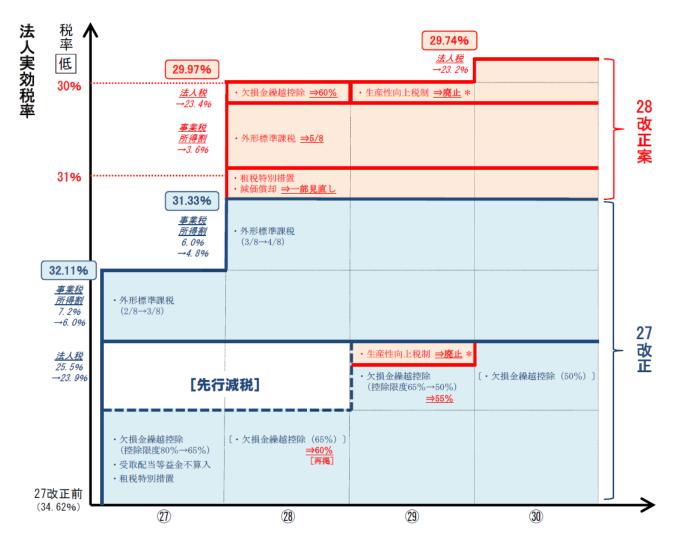


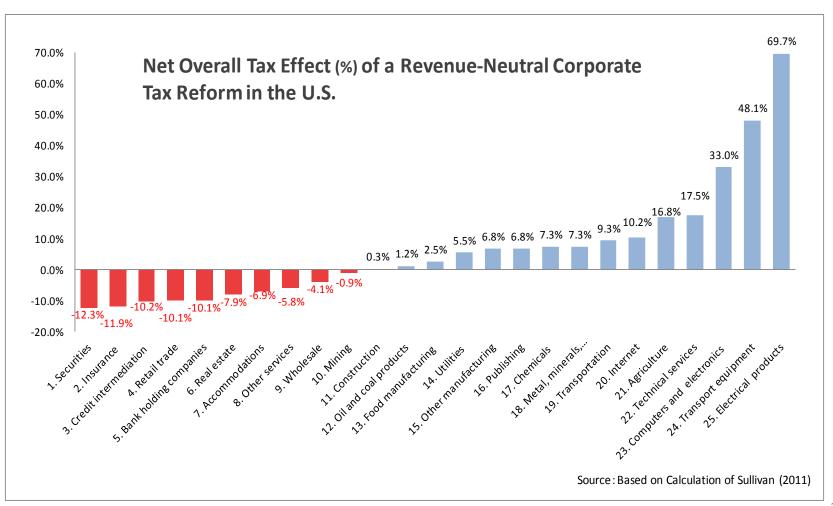
図4 課税ベース拡大と税収中立性



アメリカにおける法人税改革の停滞と その原因

- オバマ政権の法人税改革案(2012):法人税率の35%から28%への引き下げと、その財源を租税支出の廃止・縮小によって賄う税収中立的な改革案
- ・ なぜ実現しないのか?
 - ➤租税支出の廃止・縮小だけでは、十分な減税財源が捻出できない
 - ▶非法人のパススルー事業体への影響
 - ➤税収中立的な法人税改革がもたらす利害得失のため、政 治的に実行困難

図5 アメリカにおける税収中立的な法 人税改革が各産業に及ぼす純効果



アメリカにおける法人税と多国籍企業課税

米国多国籍企業の課税ルール

• 「全世界所得課税」の原則

- ➤「居住地原則」~資本輸出中立的
- ➤しかし現実には、海外で多国籍企業が生み出した収益は、 すぐには課税されない。
- 例外としての「課税繰延(deferral)」
 - ➤課税繰延とは、多国籍企業の外国子会社(controlled foreign corporation: CFC)収益に即時課税せず、本国への還流時まで課税を繰り延べる規定

「全世界所得課税」+「課税繰延」で引き起こされる問題

・米国の多国籍企業課税ルールの問題

【1】「配当還流税(repatriation tax)」回避のため、収益をそのまま海外に留め置くインセンティブが多国籍企業に働く

- 【2】米国の多国籍企業の競争条件悪化
- ・相異なる2つの提案
- 【1】「課税繰延」を廃止し、多国籍企業の子会社が生み出した所得に即時に課税する
- 【2】「全世界所得課税」を放棄し、「領土内所得課税」に移行
 - ➤しかし、「領土内所得課税」への単純な移行は、問題の解決にならない。
 - ➤税率格差がある限り、海外に所得を移転するインセンティブは消えない
 - ➤「領土内所得課税」への単純な移行は、減収を生み出す

キャンプ・プラン(2014)

- デイブ・キャンプ下院歳入委員長 (共和党、ミシガン州選出)による法人税改革提案 【1】法人税率を25%に引き下げ
 - 【2】「全世界所得課税」から「領土内所得課税」への移行& CFCからの配当所得のうち95%を課税免除
 - 【3】1986年から2015年までに海外で蓄積された利潤で、過去に「サブパートF」(アメリカのタックスへイブン対策税制)の対象とならなかった利益に対して、3.5~8.75%で課税
 - 【4】外国子会社の将来収益に対し毎年、12.5~15%で課税
 - 【5】「領土内所得課税」への移行にともなう課税ベース侵食 への対抗策の提示

オバマ大統領の予算教書提案(2015)

- キャンプ提案を受け、オバマ大統領も2016年度予算 教書で新たな法人税改革案を提示
- 【1】法人税率を35%から28%に引き下げ
- 【2】アメリカ多国籍企業の外国子会社(CFC)において、 過去に蓄積された海外収益への一回限りの14% 税率での移行期課税を導入
- 【3】CFCの将来収益に19%の「最小限税率」で課税
 - ➤もしCFCが19%以上の源泉課税国に立地しているのであれば、配当還流にあたっての追加課税はなし
 - ➤19%を下回る源泉地課税国の場合、アメリカが最小限税率19%との差額分に相当する課税を追加的に行う

米国における改革合意の可能性

- 「妥協の産物」としての大統領提案
 - ➤「領土内所得課税」とは一線を画す。つまり、外国子会社の過去の収益へは14%、将来収益には19%での課税を提案
- 他方、この提案は「全世界所得課税」から乖離
 - ➤上記の税率での課税後、配当還流の際にもはや課税されないため⇒「配当還流税(repatriation tax)の廃止」
- ただし「課税繰延」が、CFC収益課税の事実上の無期限延期を許していることを踏まえれば、現状より課税強化となる
- 以上よりこの提案は、両者を組み合わせた「ハイブリッド」型の税制改革提案となっている
- アヴィ・ヨナ教授は、キャンプ・プランと大統領提案の相違は、 基本的に税率のみだとして、共和党と民主党がこれらの提案をベースとして妥協に至ることは可能だと評価

「領土内所得課税」への移行がもたらす経済効果の日米比較

「領土内所得課税」への移行は、問題の解決となるか

- アメリカの多国籍企業をめぐる議論の焦点は、「全世界所得課税」の維持から「領土内所得課税」への移行へ
- ・ 移行論の根拠
 - 【1】多国籍企業の税負担を軽減し、その国際競争力を強化できる
 - 【2】配当還流で国内への投資と雇用を促進できる
- 「政策実験」
 - 【1】日本の「領土内所得課税」への移行(2009年)
 - 【2】アメリカの一時的なタックスホリデー(外国子会社配当所得免除制度)導入(2004年)
- これらは、上記【2】の論拠が妥当性を持つかどうかを 検証する材料を提供してくれる

2004年の「アメリカ雇用創出法」

- 2004年のアメリカ雇用創出法(the American Jobs Creation Act)の概要
 - 【1】CFCからの配当還流に対し、その利益のうち85%を課税ベースから控除できると規定
 - 【2】35%の法人税率に直面している企業にとって、この規定の下での実効税率は、 1年間に限って、わずか35%×0.15=5.25%に
 - 【3】この規定の適用を受けるには、企業が財務諸表とともに、還流収益に関する国内再投資計画(Domestic Reinvestment Plan: DRP)を作成し、提出する必要がある
 - 【4】法で認められる投資形態は、新規雇用、従業員の教育訓練、被用者(役員を除く)の給与、手当の増額、研究開発投資、アメリカ国内のインフラ投資、無形資産、その他の資本投資等
 - 【5】法で認められない投資としては、執行役員への支払い、企業間取引、株主配当、 自社株買い、証券ポートフォリオ投資などが挙げられる
- 商務省経済分析局(Bureau of Economic Analysis)によれば、この税制改革により、2004年に816億ドルだった還流配当額が、翌2005年には2,987億ドルと、3.7倍に大きく増加

その経済効果

- 2004年タックスホリデーの経済効果に関する諸研究の結果 をまとめると、下記のようになる
 - 【1】雇用は、増加するよりも減少した
 - 【2】研究開発が促進された証拠は見当たらない
 - 【3】資金還流後、自社株買いが増加
 - 【4】資金還流後、役員報酬が増大
 - 【5】多国籍企業のうち、限られた範囲のセクターのみがメリットを享受
 - 【6】たいていの還流資金はタックスヘイブンからであった
 - 【7】海外に留め置かれる資金は、2004年の資金還流の後、むしろ増加した
 - 【8】2011年段階で、約2兆ドルもの資金がアメリカの多国籍企業によって海外に留め置かれている
- 米国上院常設調査委員会はこうした結果を踏まえ、タックスホリデー後の10年間で約33億ドルの税収ロスにもかかわらず、それに相応しい経済効果を生み出せなかった「失敗した租税政策」と結論づけ、第2のタックスホリデー導入に反対の立場を表明
- 2004年タックスホリデーは、海外に留め置かれていた資金を 一時的に還流させることに成功したが、それは立法者が期 待した永続的な経済効果をもたらさなかった

日本の2009年「領土内所得課税」への移行とその経済的効果~日米比較

日本の「外国子会社配当益金 不算入制度」

- 外国子会社の利益を配当として日本に還流する場合、その95%が課税免除
 - ➤内国法人の外国法人に対する持株比率が25%以上、内国法人がその 株式を6か月以上保有している会社であることが条件
- ・ 経済産業省が設けた「国際租税小委員会」による 報告書(2008年)の公表が契機
 - ➤日本企業の海外生産比率が上昇、CFCの利益も、2001年と比較して4倍 超に増加していると強調
 - ➤海外に拠点をもつ企業が、海外利益の多くを国内に還流せず、毎年2~3兆円強を外国子会社に新たに留保、2006年度には約17兆円強もの利益が、外国子会社に蓄積されていると指摘
 - ➤配当還流の障害となっているのが、日本の「配当還流税」だと指摘、還流配当所得に対する95%の課税免除を提案
 - ➤ただし、還流配当の使途は、法律で定めず

日本の還流配当課税免除制度がもたらした経済効果

- 田近・布袋・柴田(2014)と長谷川・清田(2015) による実証研究結果
 - ➤2009年における日本の「領土内所得課税」への移行は、少なくとも制度導入直後に関する限り、外国子会社からの配当還流を増やすことに成功した
- [1] 田近栄治・布袋正樹・柴田啓子(2014),「税制と外国子会社の利益送金-本社資金需要からみた『2009年度改正』の分析-」『経済分析』第188号, pp.68-92.
- [2]長谷川誠・清田耕造(2015),「国外所得免除方式の導入が海外現地法人の配当送金に与えた影響:2009-2011年の政策効果の分析」RIETIディスカッション・ペーパー・シリーズ:15-J-008.

図6 アメリカの直接投資収益の推移 (1996年-2014年)とその内訳

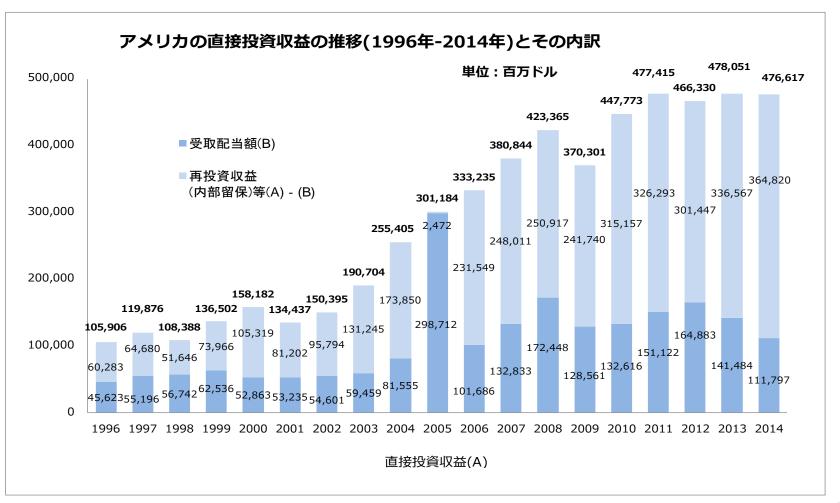


表2 アメリカの直接投資収益の推移 (1996年-2014年)とその内訳

アメリカの直接投資収益の推移(1996年-2014年)とその内訳

(単位:百万ドル)

	I		T-10 77 10 24	
年度 i	直接投資収益(A)	受取配当額(B)	再投資収益	比率(受取配当金/
			(内部留保)等(A)-(B)	直接投資収益%)
1996	105,906	45,623	60,283	43.1%
1997	119,876	55,196	64,680	46.0%
1998	108,388	56,742	51,646	52.4%
1999	136,502	62,536	73,966	45.8%
2000	158,182	52,863	105,319	33.4%
2001	134,437	53,235	81,202	39.6%
2002	150,395	54,601	95,794	36.3%
2003	190,704	59,459	131,245	31.2%
2004	255,405	81,555	173,850	31.9%
2005	301,184	298,712	2,472	99.2%
2006	333,235	101,686	231,549	30.5%
2007	380,844	132,833	248,011	34.9%
2008	423,365	172,448	250,917	40.7%
2009	370,301	128,561	241,740	34.7%
2010	447,773	132,616	315,157	29.6%
2011	477,415	151,122	326,293	31.7%
2012	466,330	164,883	301,447	35.4%
2013	478,051	141,484	336,567	29.6%
2014	476,617	111,797	364,820	23.5%

図7 日本の直接投資収益の推移 (1996年-2014年)とその内訳

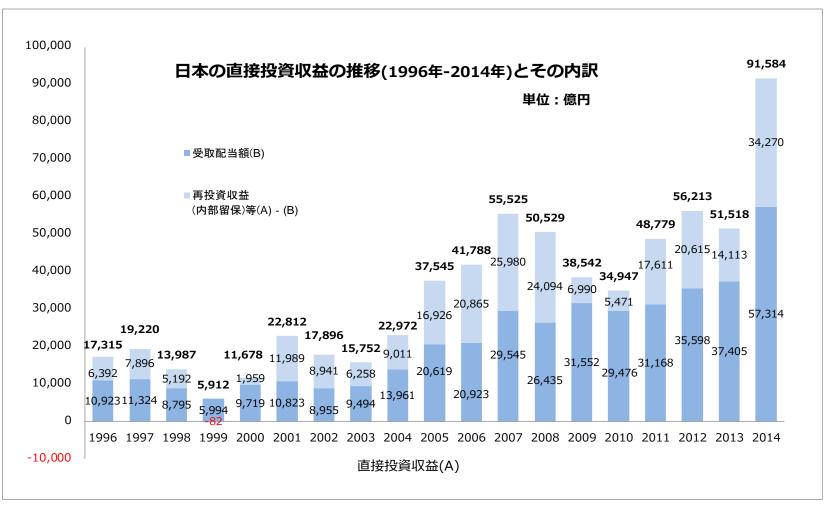


表3 日本の直接投資収益の推移 (1996年-2014年)とその内訳

日本の直接投資収益の推移(1996年-2014年)とその内訳

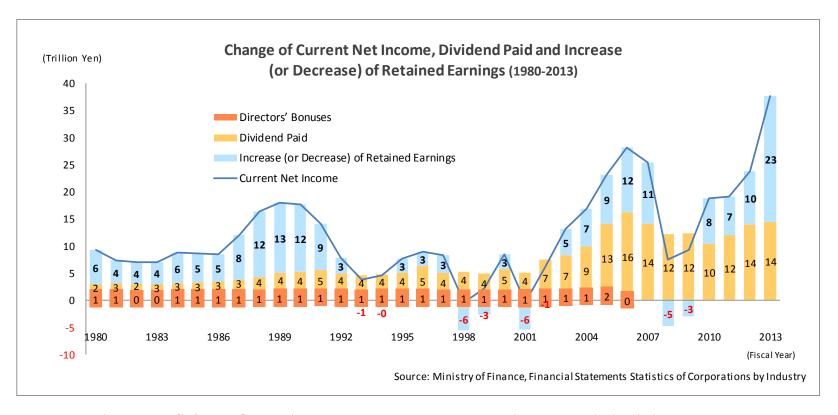
(単位:億円)

				(丰位・1811)
年度 直接投資収益(A)		受取配当額(B)	再投資収益	比率(受取配当金/
		77 8 100 - 100 ()	(内部留保)等(A)-(B)	直接投資収益%)
1996	17,315	10,923	6,392	63.1%
1997	19,220	11,324	7,896	58.9%
1998	13,987	8,795	5,192	62.9%
1999	5,912	5,994	-82	101.4%
2000	11,678	9,719	1,959	83.2%
2001	22,812	10,823	11,989	47.4%
2002	17,896	8,955	8,941	50.0%
2003	15,752	9,494	6,258	60.3%
2004	22,972	13,961	9,011	60.8%
2005	37,545	20,619	16,926	54.9%
2006	41,788	20,923	20,865	50.1%
2007	55,525	29,545	25,980	53.2%
2008	50,529	26,435	24,094	52.3%
2009	38,542	31,552	6,990	81.9%
2010	34,947	29,476	5,471	84.3%
2011	48,779	31,168	17,611	63.9%
2012	56,213	35,598	20,615	63.3%
2013	51,518	37,405	14,113	72.6%
2014	91,584	57,314	34,270	62.6%

配当還流に及ぼした効果

- 日米両国とも、還流配当への課税免除制度の導入によって、その直後の時期に関しては大幅に配当還流を増やすことに成功
- しかし、アメリカについては、その効果は永続的なものではなかった
- 日本の場合も、2009年、2010年のような高水準の配当還流は長続きしなかった
- もっとも日本の場合、2011年~2014年の(B)/(A)比は 平均で65.6%となっており、2001年~2008年の(B)/ (A)比の平均値53.6%を10%ポイント以上、上回ってい る。これが持続的な効果といえるかどうかは、別途、 定量的な統計分析を必要とする

図8 日本企業の当期純利益、配当金および内部留保(フロー)の推移(1980~2013年度)



notes: Retained Earnings = [before 2006] Retained Earnings = Current Net Income – Directors' Bonuses – Dividend Paid / [after 2007] Retained Earnings = Current Net Income – Dividend Paid

図9 企業内部留保の推移(1980年度 ~2013年度)

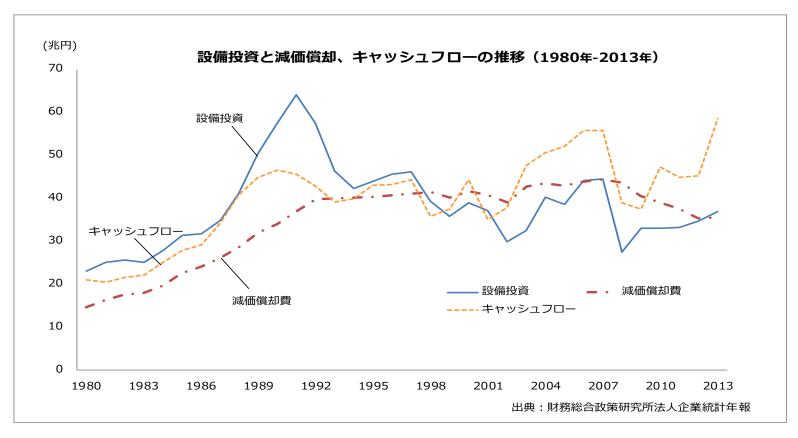


notes: Retained Earnings = [before 1994] Retained Earnings = Current Net Income – Directors' Bonuses – Dividend Paid / [after 1995] Retained Earnings = Current Net Income – Dividend Paid

内部留保の増大傾向

- 図8は、日本企業は伝統的に配当支払性向が低かったが、近年は配当支払が絶対的にも、相対的にも、非常に大きな比重を占めるようになっていることを示す
- 2008年の世界金融危機後の回復過程で配当支払の水準が一定のまま、内部留保が毎年、非常な勢いで伸びている点に大きな特徴
- しかし、有望な投資先を見出すことができず、図 9に示されているように、内部留保の蓄積(ストック)が増え続けている

図10 設備投資と減価償却、キャッシュフローの推移(1980年~2013年)



- (注1)設備投資=調査対象年度中の有形固定資産増減額+ソフトウェア増減額(2001年度以降)+減価償却費(特別減価償却費含む)
- (注2) キャッシュフロー=内部留保+減価償却費(特別減価償却費含む) 内部留保=[2006年度調査以前]内部留保=当期純利益-役員賞与-配当金 [2007度調査以降]内部留保=当期純利益-配当金

投資は増えたか

- 2009年の還流配当への課税免除は、企業の手 元資金を増やしたが、それは内部留保の増加に つながり、設備投資を増やすことにはつながって いない。
- 図10の設備投資水準は、企業のキャッシュフローや減価償却の水準を下回っていることから、設備投資は設備更新を理由とするものがほとんどだと推測される。
- こうした環境下では、外国子会社からの配当還 流額を増やしても、国内投資を増やすのは難しい。

還流配当への課税免除は正当化 できるか

- 以上から日米両国で、配当還流への課税免除が、投資と雇用に積極的な効果をもたらした証拠は見いだせなかった。
- したがってそれは、多国籍企業の税負担軽減を通じて私的利益の増進にはつながっても、国内経済への積極的な寄与という点では正当化しえない。
- 仮に、競争力上の論拠に基づいて「領土内所得課税」 への移行が正当化されるとしても、それが引き起こし うる租税回避に対策を施す必要がある。
- ・日本はこの点で、「領土内所得課税」への移行が引き起こしうる租税回避を未然に防止すべく、2010年に「外国子会社合算税制」の改革に踏み切った。

日本の「外国子会社合算税制」改革と課税ベース浸食の防止

「原則に基づいた配当免除制度」とは 何か

- OECDのBEPSプロジェクトにおける最重要課題としての「二重非課税」の排除("single tax principle")
- 「二重非課税」排除のための適切な方策がとられた「領土内所得課税」のことを、フレミング、ペローニ、そしてシェイ(2012)は、「原則に基づいた配当免除制度(principled dividend exemption system)」と呼んでいる。
- 彼らが制度設計上の原則とし、もっとも重視しているのは、「被課税対象要件(subject-to-tax requirement)」である。これは、配当所得を免除するためには、その所得が、源泉地国で適切な課税を受けていることを要件とするもの。逆に言えば、もし源泉地国でその所得が適切な課税を受けていなければ、アメリカはその所得に対して課税免除を適用すべきではない、ということになる。

[1] Fleming, J.C. Jr., Peroni, R.J. and S.E. Shay (2012), "Designing a U.S. Exemption System for Foreign Income When the Treasury is Empty", Florida Tax Review, 13(8), pp 397-460を参照。

その運用方法

- CFCの能動的所得に対して、「基準税率(benchmark)」を設け、それ 未満の源泉地国に立地する外国子会社の場合、その留保所得は 「不適格所得(disqualified income)」と認定され、課税免除の対象と すべきではない。逆に、基準税率以上の源泉地国に立地する外 国子会社であれば、その留保所得は「適格所得(qualified income)」とみなされ、その本国への還流の際に、課税免除の対象 とする。
- こうした制度を運用するためには、「領土内所得課税」への移行後も、タックスへイブン対策税制(アメリカでは「サブパートF」、日本では「外国子会社合算税制」)を維持し、「不適格所得」をタックスへイブン税制の対象所得として取り込み、課税する必要がある。
- CFCが受け取る受動的所得、および、本社がCFCから受け取る配当以外の所得、例えば特許使用料、利子、サービス料、キャピタルゲインなどの所得については、フレミング、ペローニ、そしてシェイ(2012)は、一切、免除の対象とすべきではないと結論づける。

日本の「外国子会社合算税制」

- 「領土内所得課税」への移行にともなって生じうる租税回避を防止する上で、決定的に重要になるのがタックスヘイブン対策税制(「外国子会社合算税制」)
- 日本は、1978年に「外国子会社合算税制」(以下、「合算税制」と略す)を導入し、 低課税国やタックスへイブンに設立した外国子会社を通じた、多国籍企業による 租税回避の規制を行っている。この制度が適用される条件は、以下の通り。
 - 【1】その外国子会社(CFC)が、日本の居住者もしくは法人によって、直接的もしくは 間接的に50%超保有されている。
 - 【2】CFCが、法人税が20%未満の国・地域に立地している。
- 合算税制の納税者となるのは、以上の条件を満たすCFCの株式を10%以上保有している株主。この条件を満たす納税者の場合、CFCの留保所得を、その納税者の所得に持ち株比率に応じて合算し、課税することになる。
- ただし、CFCが4つの適用除外基準すべてを満たす場合には、それが独立企業としての実体を備え、かつ、その国・地域での操業に十分な合理性があると判断されるため、合算制度の適用を除外される。

「資産性所得(受動的所得)」概念の創設

- 2009年の配当免除制度の導入で、低課税国やタックスへイブンに 立地する外国子会社に所得を集中させ、そこから日本に非課税で 配当還流することで租税を回避するインセティブが多国籍企業に 働くことになった。
- 当時の日本の合算税制は欠陥をもっており、それを防ぐには十分ではなかった。なぜなら、日本の合算税制は、「法人アプローチ」をとっているために、その外国子会社が適用基準を満たすか否かで、合算税制適用の可否が決まっていたため、その外国子会社が適用条件をすべて満たしていれば、仮に租税回避を目的とした受動所得であっても課税できなかった。
- そこで、合算税制に新たに「資産性所得(受動的所得)」のカテゴリーを設け、税率20%未満の低課税国に立地する外国子会社がそれを受け取った場合には、合算税制の対象所得に取り込むことになった。

「原則に基づいた配当免除制度」と日本のタックスへイブン対策税制

- こうした日本の制度設計は、フレミング、ペローニ、 そしてシェイ(2012)の「原則に基づいた配当免除制度」にほぼ合致
 - 【1】日本の「領土内所得課税」への移行は、外国子会社の能動的な事業所得から得られた配当所得への課税免除に限られている
 - 【2】CFCが受け取る受動的所得については、合算税制改革によって 新たに課税対象所得に含められ、抜け穴が封じられた
 - 【3】合算税制適用の「基準税率」は20%未満に設定され、それを下回る法人税率を適用している国・地域に立地する外国子会社が獲得する収益は、「非適格所得」に分類され、課税対象となる。
- 唯一の問題点は、「全世界所得課税」から「領土内所得課税」への移行時に、「移行課税」を実施しなかったこと

結論

- 単純な「領土内所得課税」への移行は、国際課税制度に 大きなループホールを創り出し、租税回避を活発化させる 可能性
- 法人国際課税制度を、「単一課税原則」のもとに、「原則に基づいた配当免除制度」へと移行させる必要があり、そのためには「領土内所得課税」への移行後も、タックスヘイブン対策税制を保持し、機能させる必要
- 日本の場合は、「領土内所得課税」への移行とほぼ同時 に外国子会社が受け取る受動所得に課税する仕組みを 整え、ループホールを封じた
- 長谷川・清田(2015)が指摘するように、日本企業による、 低課税国を経由した租税回避の兆候がみられないことか ら判断すれば、2010年の合算税制改革は成功し、有効に 機能している可能性がある